

行政監査の結果

社会福祉法人福祉楽団に対する監査

実施日	2010年12月2日、3日(2日間)
根拠法令	社会福祉法 第56条第1項
実施官庁	厚生労働省 関東信越厚生局
実施場所	社会福祉法人福祉楽団 (千葉県香取市岩部 869-60)
監査結果	以下のとおり

(1) 文書をもって報告を求める事項

なし

(2) 現地において係官が口頭で指示した事項

指示事項	改善状況
<p>1. 理事長の重任登記及び資産の変更登記について 理事長の重任登記及び資産の変更登記が、定められた期限内に行われていないことが認められた。ついては、組合等登記令に基づき、理事長の変更が生じたときから2週間以内に、資産の変更は事業年度終了後2月以内にそれぞれ登記すること。</p>	定められた期限内に登記する。
<p>2. 経理規程の見直しについて 経理規程において、公益事業は特別会計とすると規定しているが、「公益事業杜の家やしお」が一般会計に区分されて会計処理が行われていることが認められた。また、「就労継続支援A型施設整備事業」については経理規程に記載されていないが、特別会計で処理が行われていたことが認められた。ついては、経理規程と実態との乖離を適正に見直すこと。</p>	実態に合わせ、経理規程を改正する。
<p>3. 入所預り金について 通帳、印鑑の保管庫の鍵を一人の者が管理していることが認められたので、今後は、通帳、印鑑の保管庫の鍵の保管者は別々の者とし、内部牽制を確保すること。</p>	保管庫の構造上、すぐに対応できない部分もあるが、保管庫の構造的な改善も含めて、内部牽制の体制を2011年度中に構築する。

特別養護老人ホーム杜の家に対する監査

実施日	2011年1月11日
根拠法令	老人福祉法 第18条第2項及び 介護保険法第24条第1項
実施官庁	千葉県印旛健康福祉センター
実施場所	特別養護老人ホーム杜の家 (千葉県香取市岩部 869-60)
監査結果	以下のとおり

(1) 報告を要する指摘事項

なし

(2) 報告を要しない指摘事項

	指摘内容	改善状況
特養	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出納した金銭については、経理規程第 22 条により収入後 3 日以内に金融機関に預け入れることになっているが、実態としては処理が困難なようであるので、実態に即して経理規程を見直すこと。 2. 現金保管については、事故防止等の観点から保管責任を明確にするため、現金保管責任者を任命すること。 3. 小口現金取扱者に対して辞令を交付すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「収入後 7 日以内に金融機関に預け入れる」という内容で、経理規程をを改正した。 2. 現金保管責任者について、2011 年 4 月 1 日付辞令を交付した。 3. 設置を求められてる小口現金取扱者の役割について明確でない部分があるので、出納職員の役割とともに検討し、内部牽制体制を確保する。
デイ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護職員と生活相談員を兼務する場合及び、看護職員と機能訓練指導員を兼務する場合は、兼務辞令を交付すること。 2. 防災訓練は、消防計画に基づいて行い、その記録を残すこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実態に即して、職務がわかる体制をとる。 2. 記録をきちんと残すこととする。
居宅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運営規程第 6 条に記載された通常の事業実施地域が、現状と異なるので、運営規程を改正すること。また、運営規程を変更した際は、県に変更届けを提出すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運営規程を改正する。 運営規程を変更した際は、県へ届けを提出する。

特別養護老人ホーム杜の家やしおに対する監査

実施日	2011 年 3 月 9 日
根拠法令	老人福祉法 第 18 条第 2 項及び 介護保険法第 24 条第 1 項
実施官庁	埼玉県福祉部福祉施設監査課
実施場所	書類送付のみ
監査結果	以下のとおり

指 導 事 項	回 答 欄
非常時の際の地域との協力体制の確保に努めること	非常時における地域との協力体制については、2010 年 8 月に八潮市の交通防災課と協議をしています。その中で、八潮市とは 2010 年度中に防災協定を策定する方向で話をしておりましたが、未だ策定に至っておりませんので、2011 年度中の策定を目指しております。また、災害発生時に当施設が地域の要援護者を受入れることも考慮し、福祉避難所としての指定も八潮市へ申し入れております。
非常用食料及び飲料水は 3 日分備蓄すること	厨房内の食品庫には、10 日分の食事は提供できる分が在庫として確保しており、災害発生時には非常食として機能します。また、米については 14 日分は常に確保しています。防災備蓄倉庫の設置は既に済んでおりますが、中に入れる物資については、2011 年

<p>ユニットにおいては、次の配置基準を満たした勤務表をユニットごとに定めること。①昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。②夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。③ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。また介護支援専門員及び機能訓練指導員等、配置基準に定められたすべての職種について勤務表上明確に位置づけること。</p> <p>現状の看護職員数（常勤換算 5.6 人）では、個別機能訓練加算に関する機能訓練指導員（看護職員）及び特養と短期入所の看護体制加算Ⅱに必要な看護職員の員数を満たさない。ついては当該加算を取り下げるか看護職員を増員すること。なお、過去の算定について、点検を行い適切に処理すること。</p> <p>入所検討委員会は、入所決定の公平性・中立性を保てるように第三者委員が出席の上開催すること</p>	<p>度中に八潮市と協議を重ねたうえで決定する予定です。</p> <p>①について 日中は、ユニット毎に常時1～2人の介護職員又は看護職員を配置しています。</p> <p>②について 夜間及び深夜帯については、2ユニット毎に1人の介護職員、合計6人の介護職員を配置し対応しています。</p> <p>③について ユニットリーダーについては、各ユニット毎に、合計11人のリーダーを配置しています。また、介護職員・看護職員の配置基準についてはすべて国の基準以上の人員を確保しており、入居者：職員の常勤換算比率については、現在1.8人：1人となっています。介護支援専門員及び機能訓練指導員等についても配置基準に則り配置しております。今回提出した勤務表は、運営上の利便性を考慮し、各ユニットリーダーや各職種が明記されていないものであった為、次回より、書類提出時には、配置している各職種の記載を追加し対応致します。</p> <p>特別養護老人ホーム（100床分）は、看護体制加算、個別機能訓練加算ともに算定できる体制を整えております。しかし、短期入所生活介護（10床分）においては、加算の算定条件を読み違えており、2010年度中に看護体制加算Ⅱを算定できない月がありました。その為、短期入所生活介護（10床分）のみ、2011年2月分から看護職員を増員するまでは、看護体制加算Ⅱの算定はせずに対応します。また、過去の算定については、2011年4月10日までに、別途詳細を記したものを送付いたしますので、今後の指示に従って対応させて頂きます。</p> <p>当施設では、平成14年8月7日老計発第0807004号通知も踏まえ入所判定に関する規定を定め、その公平性と中立性を保つよう努めております。その規程において入所判定会議は、「施設の長、部長、課長、その他施設長が必要と認める者で構成するものとし、看護師及び介護福祉士、社会福祉士、栄養士の資格を有する者が出席するものとする」と定めており、各専門職がその専門性に基つき入所の必要性を検討することとしています。なお、第三者委員の参加については、法人の評議員が兼ねている第三者委員が入所判定会議に参加することが公平性と中立性を保つことに繋がるのかどうかも含め、法人内において再考します。</p>
---	---